

大阪市条例第17号

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項であっても、市政改革委員会以外の常任委員会の所管に係るものについては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>(4) 都市経済委員会 13人</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>ウ</u>~<u>オ</u> [略]</p> <p>[(5)・(6) 略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p>(4) [同左]</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p><u>ウ</u> 万博推進局の所管に属する事項</p> <p><u>エ</u>~<u>カ</u> [同左]</p> <p>[(5)・(6) 同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。